

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月11日(木) 午後1時30分から午後2時18分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (12人)

会 長	14 番	福 嶋	求仁子
委 員	1 番	平 山	和 敬
”	2 番	清 原	啓 喜
”	3 番	上 野	育 夫
”	4 番	平 野	昭 代
”	6 番	村 上	幸 記
”	7 番	長 野	昌 治
”	8 番	齋 藤	典 夫
”	10 番	城	英 夫
”	11 番	青 木	恵 夫
”	12 番	岡 田	政 広
”	13 番	坂 口	正 子

4 欠席委員 (1人)

5 番 高島委員

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和6年11月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆様こんにちは。立冬を過ぎましたが今週は暖かい日が続くようで、特に農家にとっては気温の変化が色々な作付けに影響が出てくると思うので、試行錯誤しながら皆さん頑張っていらっしゃることだと思います。さて、この1ヶ月ですが、先日、農業公社の理事をさせていただいているので参加をさせていただきました。その中で話題になっていたのが、今年度、お米の値段が上がっているので、小作料を上げてくれないかという地域が大変多いようでした。実際私自身は合志の方ではこういう話は聞いていないのですが、もし皆さんのほうでそういう情報があれば教えていただきたいと思います。お話を聞きながら思ったのは、口頭契約ではなくてきちんと公社を通して契約をしていれば、こういう時に話し合いの相手になるのが公社になりますので、できれば公社と契約をしていただければと思います。さて、今日はこの後、全員揃っての総会になりますが、年金の研修にもなっています。長時間になりますが、ご協力よろしくお願いいたします。年金の件で毎年5月に国会への要望書が出されますが、今年年金で3項目出ておりますが、3項目の一つが私自身が提案したことが要望の中に入っておりました。内容は、将来の年金水準の確保を条件に営農状況や女性農業者のライフスタイル及びプランにあわせて月額保険料の上限額を引き上げられるということが提案事項でした。今回国会に上がっていくということをうれしく思いました。今回年金の研修がありますので、皆さん積極的に意見を出していただければと思います。今日は長丁場ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は5番、高島委員から欠席の連絡があっておりまして、委員13名中12名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

—————○—————

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、2番清原委員、3番上野委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

—————○—————

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1 番 平山委員、2 番 清原委員、8 番 齋藤委員、推進委員 8 番 山田委員、15 番 緒方委員、16 番 上野委員、20 番 清原委員、21 番 内平委員、以上 8 名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。
所有権移転番号 1 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いいたします。

所有権移転番号 1 の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の 3 ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が今回の開発区域で、太枠斜線部分が番号 1 の申請地になります。西合志中央保育園の北側で、国道 387 号線の西に位置する農地です。

次の 4 ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地の一部は栗の木が植えられています。

5 ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地 14 区画を整備する計画です。

6 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 7 ページにお示ししておりますとおり、申請地は約 2ha の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地となり許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 1 番、平山委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和 6 年 10 月 30 日の午前、私と内平委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございました。

　ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）　ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございます。全員挙手でございます。

　よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

　なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君）　続きまして第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局　それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

　所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

　転用目的は農家住宅への転用で、売買による所有権移転です。

　議案書別紙の8ページをお願いします。図面左側太枠斜線部分が所有権移転番号2の申請地で、菊香園の北側、国道387号線の西に位置する農地です。

　9ページが申請地の現況です。

　10ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、中九州横断道路の建設に伴い、現在の住宅を移転する必要が生じたため、当該申請地を売買により取得し、住宅及び農業用倉庫を建築する計画です。

　11ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、申請地は令和6年9月17日付けで農振農用地区域以外となり、現在は次の12ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

　括弧2の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。
事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の 2 番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年10月30日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の西側は農地に接しておりますが、申請者本人の農地になる予定です。周囲への土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号 1 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の 2 ページをお願いいたします。

賃借権設定番号 1 の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の 13 ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号 1 の申請地で、赤点線部分は申請事業者の既存敷地です。蓬原工業団地の東側、県道大津西合志線の北に位置する農地です。

14 ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地には、栗の木が植えられています。

15 ページが既存敷地と申請地の位置関係の図面です。現在、既存敷地内には 22 台分の駐車場があります。16 ページが配置図です。申請者は保育園を運営する法人であり、園の行事等の際には近隣の企業の駐車場を一時的に借用しています。しかし、行事のたびに駐車場を借用するのは不便であるため、当該申請地を借り受け、保護者 142 名が利用できる 51 台分の駐車場を整備する計画です。

17 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 18 ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第 1 種農地となり、原則転用することは出来ませんが、申請者が保育園を運営する法人であり、転用目的が保育園の駐車場であることから例外規定の「公共性が高い事業」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の 8 番 齋藤委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（齋藤典夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年10月30日の午前、私と山田推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側は農地に接しておりますが、隣地との境界には土を盛るなど、土砂流出に留意するとの意見をいただいております。一言追加ですが、別紙の15ページの配置図その①がありまして、ここが申請地ですが、その左側に道路が入っておりまして、この道路を利用したいと言われ、ここは里道ではないんですかといいましたが、申請代理人は道路のことまで把握しておりませんでしたと言われました。ここを利用するなら市役所と協議をしたほうがいいのではないですかと申し上げました。その後気になったので、建設課に確認してみましたが、里道のついては市は一切関与することはありませんという返事をいただきました。現状は普通車が一台通れるかどうかという道で、ほとんど農業機械も通らないので、大雨時は道が荒れるので、建設課にその状況を話したのですが、里道は市は改良、工事はしないが、施行業者がするのであれば、勝手にはできませんと。法定外の改良申請をしていただきたいということですので、事務局で確認をしていただければと思います。そういうことを踏まえて皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。まずは今の齋藤委員の意見について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 確認していただきありがとうございます。こちらでも確認しておりまして、里道を舗装する場合は、先ほどおっしゃられたとおり、法定外の使用届等が必要と聞いております。

里道を使いやすく砂利敷にすることは許可はいらないと建設課に確認しておりますので、再度、建設課へ確認して、申請者へ伝えたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用賃借権番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

使用賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用で、親子間の使用賃借権設定です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が使用賃借権設定番号1の申請地で、弁天山の北東側、熊本菊鹿線の西に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地には、既に農業用倉庫が設置されており、母屋も農地に越境しています。2軒とも建築確認は申請済みで建築物としては問題ない旨確認しています。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、本件貸人が昭和47年頃に母屋と納屋を農地と宅地の境界が曖昧なまま、施工されており、今回ご子息の農家住宅建設の検討する際に違反転用していたことに気づき是正する運びになったということです。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省されており、現状のままでの追認もやむを得ないと考えております。

次の21ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、当該申請地を使用賃借にて父より借受け、住宅の建設を行ない、併せて農業用倉庫の追認での許可を求める内容です。

22ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の23ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設

で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました但特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 15 番 緒方委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○推進委員 15 番（緒方俊男君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年10月30日の午前、私と高島委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側は農地に接しておりますが、すでに既存のコンクリートブロックなどが設置されており、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、使用貸借権番号 1 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、使用貸借権番号 1 は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用貸借権番号 2 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の 2 ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号 2 の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親族間の使用貸借権設定です。

議案書別紙の 24 ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号 2 の申請地となります。南原住宅の北側にあり、西合志中学校の北西に位置する農地です。

25 ページが申請地の現況です。

26 ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借にて母及び叔母より借受

け、個人住宅を建設する計画です。

27 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 28 ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第 1 種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 16 番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○推進委員 16 番（上野浩幸君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年10月30日の午前、私と高島委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側以外は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、使用貸借権番号 2 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第 1 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、使用貸借権番号 2 は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして第 2 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書 3 ページをお開きください。

第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の 4 ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の 11 月総会分、右側が令和 6 年 1 月、第 1 回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の 5 ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に 6 ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は 55,180 m²です。

次の 7 ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は 14 件です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a 当りの賃借料の順に説明いたします。

番号	1、賃借権、飼料作物	10 年	15,000 円 (3 筆)
番号	2、賃借権、w c s	10 年	米 2 俵 (2 筆)
番号	3、賃借権、飼料作物	5 年	20,000 円 (2 筆)
番号	4、賃借権、たばこ・米	5 年	22,000 円
番号	5、賃借権、甘藷	5 年	15,000 円 (2 筆)
番号	6、賃借権、甘藷	5 年	15,000 円
番号	7、賃借権、甘藷	5 年	15,000 円
番号	8、賃借権、そば	3 年	4,000 円 (2 筆)
番号	9、賃借権、ジャガイモ・大麦・大豆	1 年	10,000 円 (3 筆)
番号	10、賃借権、	〃 1 年	15,000 円
番号	11、賃借権、	〃 1 年	20,000 円
番号	12、賃借権、	〃 1 年	15,000 円
番号	13、賃借権、	〃 1 年	15,700 円
番号	14、賃借権、飼料作物	10 年	15,000 円 (2 筆)

次の 9 ページをご覧ください。所有権移転です。

2 件あります。

以上第 2 号議案は農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の各要件を満たしていると考えられます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 1 件 1,186 m²でございます。

内契約予定件数が 1 件 1,186 m²でございます。

今回の 1 件につきましては、次の契約が予定されております。

これで第 2 号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(ありません)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に一括で説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の10ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては3件の届出がっております。

まず所有権移転番号1です。場所を説明します。議案書の11ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。南ヶ丘小学校の北側に位置する農地です。宅地分譲2区画への転用です。

届出者からは、「平成13年頃から駐車場として利用しており、農地法についての知識が乏しく、地目変更の許可申請がされていなかったため畑のままとなっております。今後はこのようなことがないよう農地法を順守します。」との始末書が提出されています。

次に所有権移転番号2です。場所を説明します。議案書の12ページをお開きください。こちらが番号2の届出地になります。西合志南中学校の西側に位置する農地です。駐車場への転用です。

届出者からは、「昭和60年頃から駐車場として使用しており、農地法についての知識が乏しく、地目変更の許可申請がされていなかったため畑のままとなっております。今後はこのようなことがないよう農地法を順守します。」との始末書が提出されています。

次に事案書13ページをお開きください。所有権移転番号3です。国道387号線の北側に位置し、九州自動車道に隣接する農地です。2筆あります。貸駐車場への転用です。

届出者からは、「平成25年頃から駐車場として使用しており、農地法についての知識が乏しく、地目変更の許可申請がされていなかったため畑のままとなっております。今後はこのようなことがないよう農地法を順守します。」との始末書が提出されています。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

4 閉 会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和6年11月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後2時18分